

第 458 回 東京地方最低賃金審議会 資 料 (その 2)

(目 次)

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧 …… 1

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書 (写) …… 2

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧

(受付日順、五十音順)

(8月20日受付分)

1	J M I T U東京地方本部		2	
2	江戸川区労働組合総連合		3	
3	コミュニティーユニオン東京	江戸川支部		4
4	生協労連コープネットグループ労働組合		5	
5	全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会		6	
6	全労連・全国一般東京地本一般合同労組	TW分会		7
7	全労連・全国一般労働組合東京地方本部	一般合同労働組合		8
8	東京春闘共闘会議		10	
9	東京地方労働組合評議会		11	
10	東京地方労働組合評議会女性センター		12	
11	東京地方労働組合評議会青年部協議会		13	
12	日本生協連労働組合（武藤 睦美）		14	
13	練馬区労働組合総連合		15	
14	文京区労働組合総連合		16	

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

2026年8月6日

JMITU東京地方本部

執行委員長 菊池 勝彦

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2026年・東京最賃審議会答申への異議申出書

2026年の東京地方最低賃金審議会の「54円引上げ、時間額1280円」の答申について異議を申し述べます。

働いている人の2人に1人が年収300万円未満という異常な低賃金の状態に置かれています。異常な物価高騰が続いており、8月の食品値上げは2311品目で2年連続2万品目を上回る値上げとなる見込みと報道されています。これに加え、ナフサ不足による値上げも深刻な状況となっています。

国民生活悪化を食い止めるためにも、いまずぐ最低賃金を時給1700円以上にすることが緊急かつ死活的な問題となっています。それに関わらず、高市首相は、最低賃金の全国加重平均1500円を2030年前半まで、と先送りする対応をとっています。

春闘では、ここ数年初任給の大幅引上げが続いています。それは、労働組合としても歓迎することです。しかし、経営者側の思惑は、人手不足が深刻となる中、人の奪い合いの状況があるとともに、グローバル展開をしている企業においては、他の先進国と比べて日本の賃金が低いことが背景にあり、人材獲得のためには初任給を大きく引上げざるを得ない実情があります。これは、長年低賃上げとともに初任給を据え置いてきたツケが回ってきたといえます。

先進国では、ドイツ、イギリス、フランス、オーストラリアはすでに2000円を越えています。このように日本の最低賃金は、世界から大きく遅れており、差が開くいつぼうです。

このような中においても、大儲けで利益をあげ続けている大企業が非正規雇用のパート・アルバイトなどの労働者を最低賃金に張り付いた時給で安く契約していることが、本来問題であり、最低賃金の上にあぐらをかいているといわざるをえません。

先進国の中で日本だけが賃金が伸びていないことは、政財界も認識しています。最低賃金を大幅に引き上げて働く者の所得を増やさなければ、日本の経済成長は望めません。

最後に、日本の未来をつくる若者たちが、①将来に希望を持てるようにすること、②安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらの事は安定した収入無しには叶えられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度改定金額の諮問を行うことを強く求めます。

以上

2026年8月17日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

江戸川区労働組合総連合
議長 宇田川 耕史

東京地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申立て

8月5日開催の東京地方最低賃金審議会が、時間額1,280円を決定し東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

現在の時間額1,226円に物価上昇分として54円（引き上げ率4.4%）引き上げて1,280円は、1ヵ月働いて約19万円、1年で230万円、これで暮らしを支えることはできません。

最低賃金は、8時間働けば人間らしい暮らしが出来る賃金です。答申は、暮らしを顧みず、物価上昇分のみの引き上げです。相次ぐ物価値上げで1万円札が直ぐに無くなってしまいます。厚生労働省の調査でも「生活が苦しい」と答えた人が、過去最悪の6割となっています。私たちの暮らし向き調査では、時間額2,000円以上は必要です。答申の額では、長時間労働、ダブル、トリプル労働を強いることになります。昨年の賃金引上げを、ペーシングさせることは、労働者の暮らしを顧みず、個人消費を冷え込ませ景気回復につながりません。

組合員の多くは、最低賃金ギリギリで働く非正規雇用やケア労働者、パートで働く年金受給者で、最低賃金額に左右されています。

最低賃金は、時間額で決めています。家賃や水道光熱費などは月ぎめです。暮らしを維持するためには、時間額と合わせて日額、月額での規制が必要です。

記

1. 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに2,000円以上となる大幅な引き上げ改定を審議・答申するよう求める。
2. 審議会・専門部会の全面公開と公開の審議会場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施することを求める。

以上

2026年8月17日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

コミュニティユニオン東京江戸川支部
執行委員長 木城 隆三

東京地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申立て

8月5日開催の東京地方最低賃金審議会が、時間額1,280円を決定し東京労働局長に答申されたことに異議を申し立てます。

現在の時間額1,226円に物価上昇分として54円（引き上げ率4.4%）引き上げて1,280円は、1ヵ月働いて約19万円、1年で230万円、これで暮らしを支えることはできません。

最低賃金は、8時間働けば人間らしい暮らしが出来る賃金です。答申は、暮らしを顧みず、物価上昇分のみの引き上げです。相次ぐ物価値上げで1万円札が直ぐに無くなってしまいます。厚生労働省の調査でも「生活が苦しい」と答えた人が、過去最悪の6割となっています。私たちの暮らし向き調査では、時間額2,000円以上は必要です。答申の額では、長時間労働、ダブル、トリプル労働を強いることとなります。昨年の賃金引上げを、ペースダウンさせることは、労働者の暮らしを顧みず、個人消費を冷え込ませ景気回復につながりません。

組合員の多くは、最低賃金ギリギリで働く非正規雇用やケア労働者、パートで働く年金受給者で、最低賃金額に左右されています。

最低賃金は、時間額で決めています。家賃や水道光熱費などは月ぎめです。暮らしを維持するためには、時間額と合わせて日額、月額での規制が必要です。

記

- 1、 現行法制下においても早期に全国平均1,500円以上となるよう、東京では今すぐに2,000円以上となる大幅な引き上げ改定を審議・答申するよう求める。
- 2、 審議会・専門部会の全面公開と公開の審議会の場で最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を実施することを求める。

以上

2026 年 8 月 20 日

東京労働局長
増田 嗣郎殿

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和 8 年度東京地方最低賃金額に対する異議申出書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員の皆様、心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働くなかまを組織した労働組合で、従業員の約 7 割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引上げを目指し、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消・どこでも誰でも 8 時間働いたら暮らせる社会・最低賃金 1,500 円の実現を目指しています。今年度の東京地方の最低賃金金額の改定につきまして、「54 円引き上げ・時間額 1,280 円」とする決定が東京労働局長に出されましたが、納得できる改定ではありません。生協職場のなかまを代表して、異議を申し出させていただきます。

静岡県立大学の中澤秀一氏らが実施した最低生計費調査は、憲法第 25 条で定める「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を具体的な調査から明らかにしており、全国各地で実施された調査の結果、最低生計費は税・社会保険料込みで月額約 22 万円から 24 万円とわかりました。これを最低賃金審議会ですべて使われている月の総労働時間「173.8 時間」で割ると、1,200 円から 1,400 円台となります。ただし、この労働時間はお盆も正月も関係なく、1 日 8 時間週 40 時間ですべて働き続けるというもので、ワークライフバランスを実現できる労働時間として 150 時間で計算すると、必要とされる時給は 1,500 円から 1,600 円台となります。今年度の改訂決定の時間額 1,280 円では、人間らしい豊かな暮らしの実現には程遠く、到底受け入れられるものではありません。最低生計費を時間額にして数百円の単位で下回る額の最低賃金では、憲法 25 条の生存権を保障できません。労働者の生存権を保障する観点から、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

アメリカ・イスラエルによるイランへの攻撃から影響されるホルムズ海峡の情勢や、ロシアによるウクライナへの終わりの見えない軍事侵攻など、昨今の世界情勢が強く物価高騰につながっていることもあり、私たち労働者の生活実感への悪影響が顕著になっています。パート・アルバイトの賃金は単なる生計費の一部ではなく、一人ひとりが生活するために必要な生計費となっています。東京都で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう、労働者の切実な実態に真摯に向き合い、今年度の最低賃金改定額の再考をお願いします。

以上

2026 年 8 月 20 日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会

執行委員長 坂田光正

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

54 円引き上げて 1280 円で年間 1800 時間働いても 230 万円の貧困ラインですこれではダブルワーク・トリプルワークで命を削って働かなくては生活ができません。私たちの組合員には 70 歳過ぎてもダブルワークをして生活している仲間もいます。

都内で働く労働者の最低生計費を現在の物価高を反映した試算調査をした結果、20 代単身者が人間らしい生活を営むには、月額 294,578 円必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。時給換算すれば東京都内では 2,000 円が必要となります。

本来、1 日 8 時間、週 40 時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」という同法の原則を守る上で「全国一律の最低賃金、1500 円の実現、東京では 2000 円」という多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いを実現することが必要です。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。全印総連東京地連など民間の中小企業では労働者の生活実態がよく見えます。最賃近傍では人が集まらないため、人員確保の必要から募集時給はこの 1 年で 100 円以上も上昇しています。時給をできるだけ低く抑えたいのは、コロナ禍においても内部留保を積み増しし、雇用の調整弁としてパートや派遣など非正規労働者を多数確保したい大企業や人材派遣会社だけではないでしょうか。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。審議委員の皆様は、この金額でどんな生活ができるか実感があるのでしょうか。この収入で生活ができる根拠を示すべきです。

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全労連・全国一般東京地本一般合同労組 TW 分会

副分会長 小澤丈夫

異議申し出書

今回の最賃審議会の答申「東京の最賃 54 円引上げで 1280 円に改正」は看過できません。長引く物価高騰の下で、これでは健康で文化的な生活は望むべくもなく、私たちが求めている時給「2000 円」への大幅引き上げが必要です。

最賃法は賃金の最低限保障により労働者の生活の安定、質的向上を図るとしています。その金額が私たち全労連で調査している最低生計費月額 30 万円、時給「2000 円」です。審議会で参考資料として提示されていた月額 14 万円から 13 万円の調査値では、出発点から狂っています。

また、審議会では労使ともに「中小企業が継続的に賃上げできる価格転嫁等で原資確保が必要である」としていますが、全額価格転嫁できたのは 3 割に満たないとのことでした。最賃法の事業の公正な競争の確保の観点からも、労務費の価格転嫁は原則全額価格転嫁とし、中小企業の全取引に適用できるよう政府に働きかけつつ、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営めるべく、労働者の生計費を最優先に、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部 一般合同労働組合
執行委員長代行 森 治美

異議申し出書

本年8月5日の行われました東京地方最低賃金審議会を傍聴させていただきました。東京労働局長に「東京の最低賃金を54円引き上げて1280円に改正することが適当である」とするという答申がされました。法定日実施については、苦しい生活を早期に改善する点では、労働者に対しては受け入れやすくなっていますが、最低賃金引き上げ額が54円はあまりに低額であり、最賃の近傍で働く労働者を救済することはできません。

私たちの労働組合に所属する組合員の中には正規・非正規にかかわらず最低賃金ギリギリで働く労働者が多く所属しています。年収で180万円から250万円の間で働く人には国立大学法人の図書館の司書や羽田で入管の補助（イミグレーションアテンダントや税関の補助）、法務局の乙号事務に従事している組合員をはじめ契約社員、再雇用社員の多くが該当しています。また、私たちが直ちに1,500円に引き上げるように求めている月額で25万円から27万円中には看護師や管理栄養士などの資格を有する重要な職についている組合員をはじめIT関連で働く組合員も多く該当します。このような労働者が生活改善をするためには、春闘アンケートなどを見ても時給に引き直すと1,800円から2,000円でないと物価高の環境における生活維持はできません。

8月5日の審議会を傍聴して感じたのは、使用者の言い分は中東情勢や中小企業の問題をどうしてくれると言うばかりで、具体的な原材料高騰の対策を求めるわけでも経営状況を示す資料を出しているようにも見えません。私たち全労連・全国一般東京地方本部は、最賃の大幅引き上げと同時に「発注元へ原材料や労務費の価格転嫁を

認めさせる」「買いたたきの防止」「適切な中小企業支援策」などを求め内閣府・中小企業庁などへの要請をしてきました。にもかかわらず、使用者側からは、こうした問題もあまり触れられず他人事のように聞こえる内容のない主張が続きました。

東京都は国と協力して、大企業の保有する内部留保の最賃への活用策を検討してください。また、中小企業に効率化と生産性の向上を条件として支援するとなっていますが、元々中小企業は小ロットで生産性の上がらないような商品、技術・技能がないと対応できない加工、特殊な製造方法で大量生産には不向きなものを多く生産するなど国民生活に欠かせない重要な役割を果たしています。会社ごとの特性を鑑みた支援策が求められています。日本の企業の 99.7%は中小企業と言われています。この 99.7%を支える労働者の待遇改善がされない限り、国内の景気回復はありません。

まさに最低賃金の引き上げは、そこに働く労働者の命と暮らしに直結します。その意味で、私たちは時給 1,500 円すら到達目標が立たないような本答申の内容に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活を豊かにしていただけるには、最低生計費を元にした時給額「2000 円」への大幅引き上げ目標に向けて、望みが持てるようにまず 1,500 円引上げに向けた審議を改めて行っていただくよう強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

東京春闘共闘会議
代表 矢吹義則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

東京地方労働組合評議会
議長 矢吹義則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月19日

東京労働局長 増田嗣郎 殿

東京地方労働組合評議会女性
議長 結城 隆幸

東京地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議 ～こんなに低い最低賃金では、女性は貧困から脱出することが出来ません 再度審議を行い、抜本的に引き上げてください～

東京地方最低賃金審議会が8月5日に答申した「東京都最低賃金審議会の改正決定」は、現行より54円引き上げの時間額1,280円となっています。中央最低賃金審議会の低すぎる目安額から1円たりとも引き上げがありません。異常な物価高で苦しむ労働者を顧みない答申額に対し、異議を申し立てます。

審議会では、最賃近傍に働く当事者が直接意見陳述をする機会がないだけでなく、本審以外に専門部会が1度きりと、傍聴機会も限られました。私たちは今年も最賃引き上げにむけて個人意見を集めました、「これ以上どこを節約すればいいのか」「このままでは生活ができない」「最賃は健康で文化的な生活を保障するものではなかったのか」など、物価高のなかで生活するのが精一杯、最賃の大幅引き上げを切望する声が多く寄せられていました。

今回答申された最賃額では、健康で文化的な生活を営むことは到底できません。私たちの声をきちんと反映した議論がなされたのか、異常な物価高をどう考慮したのか、最賃近傍で働く労働者の生活を想定した金額なのか、甚だ疑問です。時期を先延ばしにしたとはいえ、全国平均1,500円という目標も、このままではいっ実現するのか、一刻も早い実現が必要です。

私たちが2019年に行った最低生計費試算調査を物価高騰の状況を踏まえてアップデートしたところ、都内で普通に働き暮らすためには、時間額2,000円は必要との結果が出ました。また、私たちも一緒に活動している全労連女性部が5年に1度行っている女性労働者の実態調査によると、女性の二大要求は賃上げと人員補充です。25歳単身者が必要とする最低生計費（年収350万）未満で働く女性労働者が4割以上もいることが明らかになっています。本来、賃金は「8時間働けば経済的な心配なく暮らせる水準」が必要ですが、答申された時間額1,280円では貧困と格差の解消が全くできません。女性や若者の貧困が将来にわたって放置されることになります。

実質賃金が上がらないなか、物価高で大きな打撃を受け、生活が立ちゆかなくなる労働者が増えています。このような時だからこそ、諸外国のように国や都が中小零細企業への直接的な支援を行い、賃金の下限である最低賃金を大幅に引き上げていくことが必要です。最賃2,000円は、最低限の生活に必要な金額で、かつ現状を打開していくために必要なものです。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合った議論を強く促すことを求めます。

2026 年 8 月 20 日

東京労働局長 増田嗣郎 御中

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)

(代表者名) 議長 新倉 大輔

東京で直ちに最低賃金時給 2000 円以上の実現を ＝2026 年度最低賃金額改定決定に関する異議申出書＝

日頃より労働者の権利を守るための労働行政の推進にご奮闘に感謝申し上げます。

8 月 5 日の東京地方最低賃金審議会において、東京都の最低賃金額を「54 円引き上げ、時間額 1,280 円」とする結論が東京労働局長に答申されました。これは、中央最低賃金審議会の答申にただ追随するものであり、様々な経済情勢や最低賃金近傍で働く労働者の生活保障を度外視した「政治的」な答申・採決です。地方の審議会としての役割を放棄するものだと言わざるを得ません。

最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の仕度を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

こうした情勢の下、最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たち東京地評青年協は、本答申に異議を申し立てるとともに、円安・物価高で苦しい生活を強いられる青年労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

令和8年8月19日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

日本生協連労働組合 副執行委員長

立教大学社会デザイン研究科 社会デザイン学専攻 博士課程前期課程
武藤 睦美

異議申出書

東京労働局一般公示第188号に対し、東京都内で働く一労働者として、東京都最低賃金の今年度の改定決定に異議を申し出ます。

異議の内容及び理由は、下記のとおり。

記

①. 日本国憲法第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、最低賃金で働く労働者も有する権利だと考えます。

②. 東京都の現行最低賃金の時間額1, 126円を中央最低賃金審議会の目安額どおりの54円を引き上げて、1, 280円に改定すること、この引上げ額で、本当に暮らせるでしょうか？

仮に1円でも目安額を引き上げれば、時給が1, 281円⇒1, 290円として支払われる会社もあり、たかが1円、されど1円です。

③. 中央区には、いちご大福で有名な和菓子屋さんがありますが、令和4年7月1日から原材料の高騰を理由に、一個220円から250円に値上がりしました。(値上がり率約13.6%)そして、先日久しぶりに訪れたところ、300円に値上がりしていました。たった4年で、約36%の値上がりです。しかし、この間の最賃の引上げ率は、19.4%程度です。さらなる引き上げが妥当と考えます。

その他

7月31日、東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会を傍聴しました。公労使3名ずつの委員構成ですが、その委員の男女の内は、男性8名、女性1名となっていました。最低賃金で働くパートなどの時給労働者の多くは、女性が占めています。厚生労働省の2026年7月15日公表の令和7年版の「国民生活基礎調査の概況」によると、就業者の正規・非正規社員のうち、非正規で働く男性22.3%・女性52.4%の割合だそうです。最低賃金で働いている非正規労働者の多くを占める女性の声を、東京都の専門部会を構成する女性委員に託したいと考えます。男女比にも配慮いただければと存じます。

上記の理由により、東京労働局長として改定金額の詰問を再度行うことを、強く求めます。

以上

2026年8月18日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

練馬区労働組合総連合

議長 岸田幸雄

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 54 円引き上げて 1280 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

長引く物価高騰により、食料品や光熱費など生活に欠かせない支出が増え続け、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。また、7 月の企業物価指数は 7.2% 上昇と 2 カ月連続で 7% 超の上昇、9 月の飲食料品の値上げ品目数が 3029 品目になる見通しと報道されており物価上昇が今後も続くことは確実です。

こうした情勢の下、最低賃金額の決定は、まさに命と暮らしに直結します。最低賃金近傍で働く非正規労働者の多くは昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。実際、毎年 10 月の改定発効後に出される求人情報を見ると一斉に最低賃金額あるいは近傍の金額表示となるケースが大半です。

労働組合の生計費調査でも人として安心して生活するには、20 代単身者でも 1997 円が最低必要との結果がでており、大幅な引き上げが求められます。

私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000 円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上

2026年8月20日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

文京区労働組合総連合
議長 鈴木 勝

異議申し出書

東京に働く者の労働条件と権利向上の為に、日々ご努力をされていることに敬意を申し上げます。

さてこの度、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を54円引き上げて1280円に改正することが適当である」とする答申を致しましたが、賛意を示すことは出来ません。

先に貴職へ送りました意見書で述べましたが、最低賃金近傍で働く医療職、介護職の多くは、この26春闘でベースアップが無く、さらに派遣や委託で働く労働者は昇給制度がなく、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げの機会となっています。

更に米国の無法なイランへの先制攻撃と160円を超える円安により、毎月食料品、日用品の引き上げが続く、都民の暮らしは一層厳しさを増しています。酷暑の中でも冷房の使用を控えざるを得ず、命や健康への影響が懸念される状況も広がっています。

何よりも現行の時給1226円では、一日7時間労働では暮らしが立ません。今回の引き上げ額は、54円との答申ですが、この金額でどれほどの人が暮らせるか疑問です。これ以上の長時間労働となる時給額は、過労死を生む要因となります。再考を願います。

また全国一律制について、先に意見書で要望しましたが、企業が東京の最賃を嫌い最賃の低い県に、業務を廻すなどして利益を上げていると聞きます。これは、地方に

働く労働者への搾取ではないでしょうか。それと共に東京で働く労働者の賃金引き上げを抑制することになっていると考えられます。全労連が全国的に調査した最低生計費試算調査では、ほぼ時給1700円から1900円の生計費が必要との結果が出ています。特に大企業が594兆円もの内部留保を貯めこんでいるときに、これ以上の溜め込みを許すのは、貧困を増やし、大都市と地方の格差が広がるばかりです。全国一律制への意見表明を要望します。

それと中小企業に働く7割の労働者の賃金引き上げをするためにも、抜本的に支援を拡充することを国へ要望してください。大企業には、財源を考慮せず数十兆円もの優遇をしている政府に対して、きちんと申し入れをお願いします。

最低賃金の引き上げ額は、まさに命と暮らしに直結します。私たちは本答申に異議を申し立てるとともに、労働者の暮らしや生活実態に真摯に向き合い、最低生計費を保障する時給「2000円」への大幅引き上げに向けて、改めて審議を行うよう強く求めます。

以上